

国民年金だより

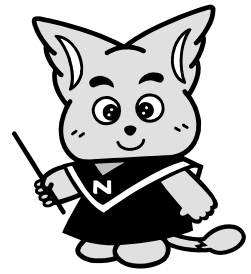
「ねんきん特別便」を受け取られた方へ

～ご自身の年金記録の確認をお願いいたします～

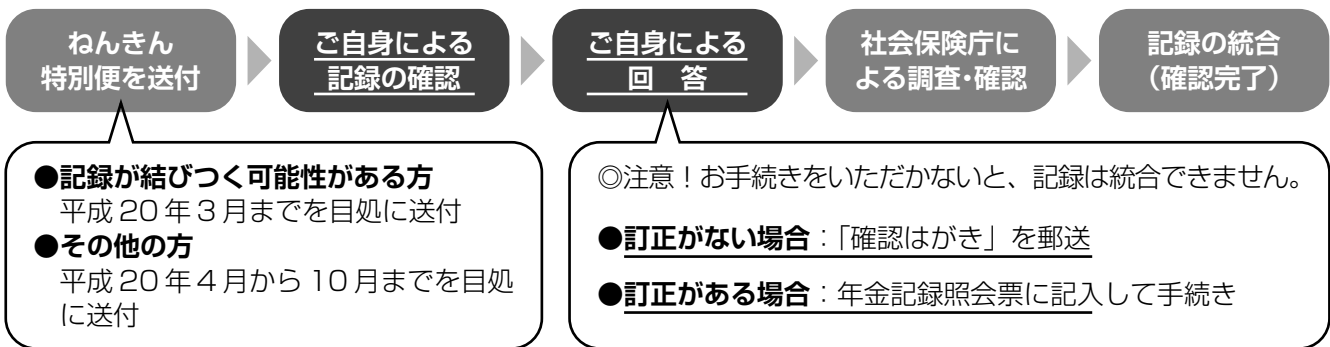
基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録との名寄せを行い、その結果皆さまの基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、平成19年中旬から「ねんきん特別便」を順次お送りしています。

この「ねんきん特別便」は、ご本人様のご確認及び手続きを経て、はじめて記録が結びつくことができます。

お手数をお掛けいたしますが、お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身のお勤め先などの欄に記載もれないか、また資格取得年月日・資格喪失年月日の誤りがないかなどを十分にご確認の上、必ずお手続きくださいますようお願いいたします。



「ねんきん特別便」と記録統合までの流れ



【お問い合わせ先】 徳島南社会保険事務所 ☎088-652-1511

4月から国民年金の納付は、便利で安心な口座振替による前納制度はいかがですか？

～4月から口座振替による保険料納付をご希望の場合は2月末までにお願ひします～

◇口座振替の種類（※下記金額は、平成19年度のものです）

1	通常納入（翌月末振替）	割引なし
2	早割（当月末振替）	1ヶ月 50円の割引※
3	6ヶ月前納（4～9月分までを4月末に振替、 10月～翌年3月分までを10月末に振替）	6ヶ月 960円の割引※
4	1年前納（4月～翌年3月分までを4月末に振替）	1年 3,550円の割引※

◇手続きについて

○申し込み先

社会保険事務所、口座をお持ちの金融機関（申込用紙は、窓口にて備え付けています。）

○持参いただくもの

年金手帳等（基礎年金番号が確認できるもの）、預金通帳、金融機関届出印

※現在、口座振替による前納されている方で引き続き同様の前納を希望される方は、再度お申込の必要はありません。

■社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

年の途中から国民年金に加入された場合など、平成19年10月2日から12月31日までの間に、はじめて保険料の納付をされた方については、2月上旬に控除証明書を発送することとしています。

また、平成19年11月に発送しました控除証明書の控除欄にある納付済額や見込額以上に保険料を納付されたときは、「11月に発送しました控除証明書」と「追加で納付していただいた保険料の領収証書」を申告書に添付してください。

確定申告（住所地を管轄する税務署で受付）の際に必要となりますので大切に保管してください。

なお、お問い合わせ等は、控除証明書専用ダイヤル（☎0570-00-9911）または徳島南社会保険事務所（☎088-652-1511）までお願いします。